

甲府都市計画道路の決定＜変更＞（山梨県決定）

甲府都市計画道路を次のように変更する。

種別	名称		位置			区域	構造				備考
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地	延長	構造形式	車線の数	幅員	地表式の区間における鉄道等との交差の構造	
幹線街路	3・4・33	大手二丁目浅原橋線	甲府市 大手二丁目	中央市 西花輪	甲府市 国母五丁目	約 14,920 m	地表式	2車線	12m 16m 18m	JR中央本線との立体交差1箇所 JR身延線との立体交差2箇所 自動車専用道路との立体交差2箇所 幹線街路との立体交差1箇所 幹線街路との平面交差14箇所	W=12m L=約4,780 m W=16m L=約9,360 m W=18m L=約780m

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

理 由
別紙のとおり。

変更理由

1. これまでの経緯

今回の変更区間は、昭和 21 年に幅員 12m で都市計画決定され、その後、昭和 39 年の都市計画決定(変更)により幅員が 16m となり、現在に至る。

当該区間北側の NTT 甲府支店西交差点(城東三丁目穴切線)は、平成 20 年度に事業化、また、中央四丁目交差点で交差する和戸町竜王線は平成 23 年度に事業化、さらにこの主要な交差点を結ぶ大手二丁目浅原橋線の柳町工区、中央四丁目工区及び緑橋工区についても、平成 30 年度、令和 3 年度及び令和 6 年度にそれぞれ事業化している。

これらの事業化に先立ち、大手二丁目浅原橋線(NTT 甲府支店西交差点～若松町交差点)の幅員検討を行った結果、平成 21 年及び令和 5 年の都市計画決定(変更)により、幅員を 16m から 18m に変更した経緯がある。

2. 変更理由

平成 31 年 4 月の道路構造令の一部改正により、令和元年 9 月に山梨県自転車活用推進計画が策定された状況を踏まえ、令和 2 年 4 月に山梨県県道の構造基準等を定める条例(以下条例)の一部が改正された。

条例の改正により、安全で快適な自転車の活用を推進するため、道路路肩の幅員等について定められ、新たに整備する道路にあっては、適正な道路幅員の確保を図るため、道路の横断構成の検討が必要になった。

今回の変更区間について、条例に則った道路構造(幅員構成)について見直しを行った結果、現在整備中である北側区間と同様に幅員 18m の確保が必要となったため、当該区間の幅員を 16m から 18m に変更するものである。